

公正競争規約

古川 昌平 Furukawa Shohei 弁護士

2014年4月～2016年3月任期付職員として消費者庁にて勤務。主に景品表示法の課徴金制度に関与。主な著書：『エッセンス景品表示法』（商事法務、2018年）



第1 公正競争規約とは

突然ですが、「アイスクリーム」には定義があることをご存じでしょうか？

まず、「乳^{およ}及び乳製品の成分規格等に関する省令」では、「アイスクリーム」は、「アイスクリーム類」のうち「アイスクリーム」として販売されるもの、とされています(2条二十二号)。また、「アイスクリーム類」につき、乳(生乳、牛乳、特別牛乳、生山羊乳、殺菌山羊乳、生めん羊乳、生水牛乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳および加工乳)またはこれらを原料として製造した食品を加工し、または主要原料としたものを凍結させ、乳固形分3.0%以上を含むもの(発酵乳除く)と定義されています(同条二十一号)。

これだけでは「アイスクリーム類」のうちどのようなものが「アイスクリーム」か明らかでないところ、「アイスクリーム類及び氷菓の表示に関する公正競争規約」では、「アイスクリーム類」のうち、乳固形分15.0%以上、うち乳脂肪分8.0%以上のものと定義されています(2条2項)。乳固形分や乳脂肪分の割合に応じ、「アイスマルク」や「ラクトアイス」に分類されます。

公正競争規約とは、事業者や事業者団体が定める自主ルールのうち、消費者庁^{*1}および公

正取引委員会から認定を受けた表示や景品類に関するルールです(景品表示法31条^{*2})。表示に関する規約は「表示規約」、景品類に関する規約は「景品規約」と呼ばれることがあり、本稿でもその表現を用います。表示規約は、乳製品を含む食品、飲料、調味料、菓子類、酒類、家電や家庭用品、化粧品、自動車、不動産、金融など幅広い業種について定められており、現在60以上あります(最新の規約は、2020年8月から一部施行された「特定保健用食品の表示に関する公正競争規約」です)^{*3}。また、景品規約も幅広く制定されており、30を超えています。

不当表示や過大な景品類提供をすると、品質・価格により競争する場合に比べ小さなコストで売り上げの増加をもたらす可能性があり、1つの事業者が行うと、ほかの事業者による同様の行為を招きやすいです。また、競争事業者が同様の行為をすると内容が次第にエスカレートし、際限なく広がるおそれがあります。他方で、行政庁による規制にはマンパワー等による限界があり、不当表示等を抑止する観点では、大量の執行をめざすのではなく、事業者が自主ルールを設定し自律的な運用を促進させることが望ましいといえます。当該自主ルールを消費者庁・公正取引委員会が認定することで、ルールの内

*1 正確には「消費者庁長官」の認定を受ける必要があるが、読みやすさの観点から「消費者庁」と示す。以下本稿において同じ

*2 消費者庁移管後の景品表示法には「公正競争規約」の文言はないが、その呼称が使われ続けている

*3 公正競争規約の一覧は、消費者庁ウェブページで確認できる。

https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/fair_competition_code/industries/ また、(一社)全国公正取引協議会のウェブページでは、各公正競争規約掲載ページへのハイパーリンクが設定されている https://www.jftc.org/rule_kiyaku/kiyaku_hyoji.html

容の適正性を担保し、景品表示法の目的を達成することが期待できます。



第2 公正競争規約の認定要件

事業者や事業者団体が公正競争規約を設定しようとする場合、消費者庁等に認定申請を行い、「認定」を受ける必要があります。消費者庁等は、規約について認定申請を受けた場合には、次の4つの要件をすべて満たす場合に限り、認定することができます(景品表示法31条2項)。

- ① 不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択および事業者間の公正な競争を確保するために適切なものであること
- ② 一般消費者および関連事業者の利益を不当に害するおそれがないこと
- ③ 不当に差別的でないこと
- ④ 公正競争規約に参加し、または公正競争規約から脱退することを不当に制限しないこと



第3 公正競争規約の効果

1 公正競争規約に参加する事業者に対する効果

公正競争規約は、消費者庁等の認定を受けたもののため、規約参加事業者は、規約に従えば、通常景品表示法に違反することはありません*4。規約参加事業者が同規約に違反した場合には、通常、同規約の運用団体である公正取引協議会による措置に委ねられます。その場合は、行政処分や公表には至りません。ただし、規約違反行為が景品表示法にも違反するものである場合は、消費者庁等が同法に基づき措置をとることもあります*5。

このように、公正競争規約に参加する場合、事業者は、景品表示法との関係でメリットを得られますが、他方で、規約に従う義務を負担す

るため、公正競争規約が設定されている業界に属しているが規約に参加していない企業、規約から脱退する企業などがあります。消費生活相談を受ける際には、対象企業が公正競争規約に参加しているか確認することが必要でしょう。

なお、業界ルールは事業活動を一定程度制限する可能性があります。公正競争規約として認定を受けた場合には、独占禁止法の排除措置命令等の適用は受けないものとされています(景品表示法31条5項)。

2 公正競争規約に参加していない事業者に対する効果

公正競争規約に参加しない事業者に対しては、公正競争規約は直接適用されず、景品表示法との関係が問題となります。ただし、例えば、規約の内容が一般化し、一般消費者が「アイスクリーム」という表示を見た際に規約の定義と同じ意味だと認識するような場合には、規約に参加しない事業者が乳固形分や乳脂肪分の少ない製品を「アイスクリーム」と示すと、優良誤認表示に該当する可能性があります。



第4 公正競争規約の内容例

公正競争規約は、「景品類^{また}又は表示に関する事項」について定められます(景品表示法31条1項)。前述の4つの認定要件を満たす必要はありますが、具体的に規約に定めるべき内容や構成等について制限は定められていません。また、公正競争規約は特定業界の自主ルールであり、各業界の扱う商品・役務の特徴を踏まえた内容ですので内容は一律ではありません。

とはいえ、公正競争規約は、景品表示法を意識して制定されますので、大きな方向性では共通性がみられます。表示規約では、一般的に、目的、定義、必要表示事項、特定表示事項、不当表示の禁止、公正マーク、公正取引協議会の

*4 社会情勢の変化に伴い、公正競争規約に沿った表示であっても優良誤認表示や有利誤認表示に該当する可能性が生じることは否定できないが、通常そのような事態は考え難いであろう

*5 三菱自動車工業株式会社および日産自動車株式会社によるいわゆる燃費不正データ事案は、燃費の表示に使用できるデータは公式テスト値または公的第三者によるテスト値に限り必ずその旨を付記しなければならないとする自動車公正競争規約5条四号にも違反すると言い得るものであった。しかし、消費者庁は、優良誤認表示を禁止する景品表示法5条一号違反行為を複数認定し、2017年1月27日、同年6月14日および同年7月21日に、自ら、措置命令および課徴金納付命令を行った(日産自動車に対する課徴金納付命令は、2018年12月26日に取り消された)

設置、違反に関する調査・措置・決定、施行規則の制定等が定められており、概観します*6。

1 目的

公正競争規約は、「不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保する」ことを目的に定められます(景品表示法31条1項)。そのため、表示規約では、それぞれ1条で、前記目的が示されています。

2 定義

表示規約では、目的規定に続き、①規約の対象となる商品・役務 ②規約の適用を受ける事業者 ③規約の対象となる表示の範囲に関する定義規定が置かれることが一般的です。例えば、冒頭の「アイスクリーム」の定義は、この定義規定で定められています。

3 必要表示事項

表示規約では、一般消費者が商品・役務を選択する際の目安となる最低限の事項について、必要表示事項が定められることがあります。

例えば、「不動産の表示に関する公正競争規約」では、規約参加事業者は、「一般消費者が通常予期することができない物件の地勢、形質、立地、環境等に関する事項又は取引の相手方に著しく不利な取引条件であって、規則で定める事項」については、それぞれ規則の定めるところにより、見やすい場所に、見やすい大きさ、見やすい色彩の文字により、分かりやすい表現で明りょうに表示しなければならないと定められています(13条)。これを受けて、当該規約の施行規則では、「都市計画法7条に規定する市街化調整区域に所在する土地」(一部例外あり)については、「市街化調整区域。宅地の造成及び建物の建築はできません」と16ポイント以上の文字で明示しなければならない(ただし、新聞・雑誌広告における文字の大きさについては、この限

りでない)と定められています(8条一号)。

ほかに、表示媒体ごとに必要表示事項が定められることがあり、例えば「家庭電気製品製造業における表示に関する公正競争規約」では、カタログ(5条)、取扱説明書(6条)、保証書(7条)、本体(8条)についてそれぞれ必要表示事項が定められています。

4 特定表示事項

特定表示事項は、規約参加事業者が任意に表示する特定の事項や用語の使用基準です。「不動産の表示に関する公正競争規約」で、徒歩による所要時間を1分間80mとして算出するとされていることや(規約15条、施行規則10条十号)、食品に関する各公正競争規約で、「濃厚」「生」「手造り」「特選」等、それぞれの商品に応じて、その特徴を示すさまざまな用語の使用基準が規定されていることなどが挙げられます。

5 不当表示の禁止

不当表示の禁止規定として、規約参加事業者が商品や役務に関する表示を行う際に、表示してはならない事項が定められています。

当該規定では、景品表示法が禁止する表示のほか、前述の定義、必要表示事項、特定表示事項に違反する表示などが不当表示として定められています。公正競争規約は「事業者間の公正な競争を確保する」ことも目的としますので、ほかの事業者の商品の誹謗・中傷も不当表示として定められることがあります。

6 公正マーク

「公正マーク」は、公正競争規約にのっとり適切な表示がなされている商品に表示されるマークです。例えば下図のようなものです。

図 公正マークの例*7



*6 大元慎二編著『景品表示法第5版』(商事法務、2017年)240~252ページを参考に整理した

*7 消費者庁「よくわかる景品表示法と公正競争規約」14ページ

https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/fair_labeling_180320_0001.pdf

7 公正取引協議会の設置

公正競争規約は、事業者や事業者団体が定める自主ルールであり、事業者らにより自律的に運営されることを前提とします。運用機関として、業界ごとに「公正取引協議会」が設置され、その旨規約で定められていることが一般的です。

公正取引協議会は、規約の周知徹底、規約についての相談や指導、規約違反の疑いがある事実の調査、違反事業者に対する措置等を事業として行いますので、当該事業に関し公正競争規約に定められることがあります。

8 違反に関する調査・措置・決定

各表示規約では、各公正取引協議会は、規約に違反する疑いがある場合に調査を行うことができ、その調査の結果違反を認定する場合に一定の措置をとることができる、と定められています。

例えば、「化粧品の表示に関する公正競争規約」では、規約参加者が規約に違反した可能性がある場合、化粧品公正取引協議会は、自ら調査し(規約14条)、違反を認めるときは、自ら措置を行う旨が定められています(15条)。具体的には次のとおりです。

(あ)「当該違反行為を行った事業者に対し、当該違反行為を排除するために必要な措置を採るべき旨、当該違反と同種又は類似の違反行為を再び行ってはならない旨、その他これらに関連する事項を実施すべき旨を、文書をもって警告することができる」*8 (15条1項)

(い)「公正取引協議会は、前項の規定による警告を受けた事業者が当該警告に従っていないと認めるときは、当該事業者に対し30万円以下の違約金を課し、除名処分をし、又は消費者庁長官に必要な措置を講ずるよう求めることができる」(15条2項)

(う)「公正取引協議会は、前条第3項又は本条第1項若しくは第2項の規定により警告をし、違約金を課し、又は除名処分をしたと

きは、その旨を遅滞なく文書をもって消費者庁長官に報告するものとする」(15条3項。なお「前条第3項」違反とは、調査非協力の場合)

9 施行規則の制定

法令では、法律で基本的な内容を定め、実施に関する事項や詳細な事項は政令や施行規則で定めることが一般的です。同様に、公正競争規約についても、すべて規約で定めるのではなく、実施に関する事項は施行規則で定められることが一般的です。消費者庁および公正取引委員会の承認を得て制定する旨定められています。



第4 連載の最後に

第1回でお伝えしたように、消費者庁による景品表示法違反(表示規制違反)を理由とする措置命令は、消費者庁設置以降最多の2017年度の50件以降も、2018年度46件、2019年度40件と高い水準で推移しています。2020年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて4件(11月末時点)と少ないですが、調査は再開されており、一定件数には至ると思われます。また、都道府県による措置命令は、2016年度から2019年度までに1→8→9→15件と推移し、2020年度は6件(11月末時点)確認できます。

これらは、不当表示が後を絶たない状況を示しており、今後も、消費者行政や消費生活相談において、景品表示法が関連する場面は相応にあると考えられます。

紙幅の都合等で省略した事項もありますが、消費者行政や消費生活相談に関連する基本的な事項はおおむねカバーできたのではないかと考えています。長い間ありがとうございました。

*8 この措置が行われた場合、公表はされていない模様である